

新旧対照表

新	旧
<p>令和5年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和5年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムとマイナンバーカードの連携を促進するため、一般社団法人幡多医師会(以下「補助事業者」という。)が行う地域医療介護連携ネットワークシステムの専用ICカードとマイナンバーカードの紐付けのための次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) システム専用ICカードとマイナンバーカードの紐付け拠点となる市町村の環境整備事業</p> <p>(2) システム専用ICカードとマイナンバーカードの紐付けの周知に係る事業</p> <p>(3) システム専用ICカードとマイナンバーカードの紐付け拠点となる医療機関への支援事業</p>	<p>令和3年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和3年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人幡多医師会(以下「補助事業者」という。)が行う地域医療介護連携ネットワークシステムに参加する際に係る同システムへの接続に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p>

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

<削除>

(概算払)

第10条 (略)

(グリーン購入)

第11条 (略)

(情報の開示)

第12条 (略)

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記6号様式による繰越承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定により知事に承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに、別記第7号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 (略)

(グリーン購入)

第12条 (略)

(情報の開示)

第13条 (略)

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から

第 10 号まで、第 9 条第 3 項及び第 <u>12</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	第 10 号まで、第 9 条第 3 項及び第 <u>13</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
新	旧

別表第1 (第3条関係)

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
システム専用 ICカードとマ イナンバーカ ードの紐付け に係る事業	1,027万円	委託料	定額

別表第2 (第5条-第7条関係)
以下(略)

別表第1 (第3条関係)

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
参加施設の システムの 接続に係る 事業	<p><u>23,311,000円</u></p> <p>ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。</p> <p>病院(情報提供) <u>6,973,000円</u></p> <p>病院(情報参照) <u>55万円</u></p> <p>診療所(情報提供) <u>66万円</u></p> <p>診療所(情報参照) <u>11万円</u></p> <p>病院・医科診療所(画像連携) <u>11万円</u></p> <p>歯科診療所 <u>11万円</u></p> <p>薬局 <u>33万円</u></p> <p>介護事業所 <u>55,000円</u></p>	委託料	定額

別表第2 (第5条-第7条関係)
以下(略)